

## 「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

(ページ)

|   |    |
|---|----|
| 1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表   | 1  |
| 2. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表   | 2  |
| 3. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表  | 6  |
| 4. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表   | 13 |
| 5. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表   | 17 |
| 6. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表  | 19 |
| 7. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表   | 22 |
| 8. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程<br>及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表       | 32 |
| 9. 適時開示に係る宣誓書の制定  | 35 |
| 10. 上場申請に係る宣誓書(債券)の制定   | 36 |
| 11. 適時開示に係る宣誓書(債券)の制定   | 37 |
| 12. 上場申請に係る宣誓書(不動産投資信託証券)の制定  | 38 |
| 13. 適時開示に係る宣誓書(不動産投資信託証券)の制定  | 39 |
| 14. 適時開示に係る宣誓書(受益証券)の制定   | 40 |
| 15. 定款施行規則の一部改正新旧対照表  | 41 |
| 16. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表  | 42 |
| 17. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表   | 47 |
| 18. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表   | 52 |
| 19. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表  | 54 |
| 20. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表  | 60 |
| 21. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表  | 61 |
| 22. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表                                   | 63 |
| 23. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表  | 68 |
| 24. 上場申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表  | 73 |
| 25. 上場市場の変更申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表   | 74 |
| 26. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表  | 75 |
| 27. 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表   | 77 |
| 28. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表                                      | 79 |
| 29. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程<br>及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 | 85 |

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧           |
|--|-------------|
| <p>(適時開示に係る宣誓書等)</p> <p><u>第7条の3 株券又は優先出資証券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類</u></p> <p><u>(2) 第3条第2項第5号又は第6項第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)、同条第6項第1号に規定する「上場申請のための半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面</u></p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。</p> <p>2 この改正規定施行の日前に上場申請を行った新規上場申請者は、改正後の第7条の3第1号に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに(同日までに本所が上場を承認していない場合は、本所が上場を承認する日に)本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> | <p>(新設)</p> |

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a <u>少数特定者持株数</u>(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式(優先出資を含む。以下同じ。))を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者(優先出資法に規定する優先出資者をいう。以下同じ。))を含む。以下この基準において同じ。))をいう。以下この基準において同じ。))及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。))その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))役員等により総株主の議決権(総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社又は有限会社にあつては、商法第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。))の過半数が保有されている会社(会社以外の法人を含む。))並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。))が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。))が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。</p> <p>b <u>株主数</u>(大株主上位10名及び特別利害関係者並びに新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者を</p> | <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式(優先出資を含む。以下同じ。))を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者(優先出資法に規定する優先出資者をいう。以下同じ。))を含む。以下この基準において同じ。))をいう。以下同じ。))及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。))その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))役員等により総株主の議決権(総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社又は有限会社にあつては、商法第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。))の過半数が保有されている会社(会社以外の法人を含む。))並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。))が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数(以下「<u>少数特定者持株数</u>」という。))が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。</p> <p>b 大株主上位10名及び特別利害関係者並びに新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者を除く1単</p> |

除く1単位の株式数以上の株式を所有する株主の数をいう。)が、上場の時までに300人以上になる見込みのあること。

(3)～(6) (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書並びに発行登録追補書類及びこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類並びに半期報告書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。

b・c (略)

(8) 株式事務代行機関の設置

株式事務(優先出資に係る事務を含む。以下同じ。)を本所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、本所の承認する株式事務代行機関については、この限りでない。

(9)～(11) (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が

位の株式数以上の株式を所有する株主の数(以下「株主数」という。)が、上場の時までに300人以上になる見込みのあること。

(3)～(6) (略)

(7) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に「虚偽記載」を行っていないこと。

b・c (略)

(8) 株式事務代行機関の設置

株式事務(優先出資に係る事務を含む。以下同じ。)を本所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、銀行及び保険会社のうち本所が適当と認める会社及び新規上場申請者で国内の他の証券取引所の上場会社並びに本所の承認する株式事務代行機関については、この限りでない。

(9)～(11) (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が

発行者である株券又は優先出資証券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第17号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(3) (略)

(Q - Boardへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a・b (略)

c 前aに規定する監査報告書又は中間監査報告書に係る財務諸表等又は中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

(6) (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1号から第5号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(3) (略)

発行者である株券又は優先出資証券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第16号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(3) (略)

(Q - Boardへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a・b (略)

c 前aに規定する監査報告書及び中間監査報告書に係る財務諸表等及び中間財務諸表等に「虚偽記載」を行っていないこと。

(6) (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1号から第5号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第16号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

**上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表**

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(目的等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>2 上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ p (略)</p> <p>q <u>破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</u></p> <p>r ~ a g (略)</p> <p><u>a h 株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこと</u></p> <p><u>a i a から前 a h までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> | <p>(目的等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ p (略)</p> <p>q <u>破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</u></p> <p>r ~ a g (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>a h a から前 a g までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> |

a ~ f (略)

g 親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下この規則において同じ。)の異動又は上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社の異動

h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下「破産手続開始の申立て等」という。)

i (略)

j 親会社に係る破産手続開始の申立て等又は上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社に係る破産手続開始の申立て等

k 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

l ~ s (略)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

a ~ f (略)

g 親会社(法第166条第5項に規定する親会社をいう。jにおいて同じ。)の異動

h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下「破産の申立て等」という。)

i (略)

j 親会社に係る破産の申立て等

k 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

l ~ s (略)

t 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示

u (略)

v 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を本所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を本所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなったこと

w a から前 v までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3)・(4) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2 a に定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 b に定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令(平成元年大蔵省令第10号。以下この項において「取引規制府令」という。)で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a ~ k (略)

1 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

を行った後提出したこと。

u (略)

(新設)

v a から前 u までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3)・(4) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2 a に定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 b に定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令(平成元年大蔵省令第10号。以下この項において「取引規制府令」という。)で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a ~ k (略)

1 破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

m ~ r (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a ~ d (略)

e 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等

f (略)

g 孫会社に係る破産手続開始の申立て等

h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

i ~ l (略)

(2)の2・(3) (略)

3 ~ 6 (略)

7 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第10項の規定に準じて開示を行うものとする。

8 (略)

9 上場株券の発行者は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当該発行者のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況を開示しなければならない。

10 親会社等(親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとする。以下この項において同じ。)  
を有する上場会社は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに本所が定める親会社等に関する事項を開示しなければならない。

m ~ r (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a ~ d (略)

e 債権者その他の当該子会社以外の者による破産の申立て等

f (略)

g 孫会社に係る破産の申立て等

h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

i ~ l (略)

(2)の2・(3) (略)

3 ~ 6 (略)

7 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項の規定に準じて開示を行うものとする。

8 (略)

9 上場株券の発行者は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示するときに、当該発行者のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況について、併せて開示しなければならない。

(新設)

(適時開示に関する宣誓書)

第4条の4 上場会社は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

### 第3章 書類の提出等

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa.iまでに掲げる事項

(2)～(13) (略)

2・3 (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第8条 上場会社は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面（当該有価証券報告書又は半期報告書に、開示府令第17条第1項第1号へ（同項第2号イによる場合を含む。）又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあつては、当該書面の写し）を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新設)

### 第3章 書類の提出等

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa.hまでに掲げる事項

(2)～(13) (略)

2・3 (略)

(新設)

( 有価証券の見本の提出 )

第 8 条の 2 ( 略 )

付 則(昭 4 6 . 7 . 1 抜粋)

この規則は、昭和 4 6 年 7 月 1 日から施行する。

( 削る )

付 則

- 1 この改正規定は、平成 1 7 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 1 項第 2 号 g 及び j の規定は、平成 1 7 年 3 月 1 日以後の開示から適用する。
- 3 改正後の第 2 条第 1 項第 2 号 t の規定は、この改正規定施行の日 ( 以下「施行日」という。 ) 以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 4 改正後の第 2 条第 1 0 項の規定は、平成 1 7 年 3 月 1 日以後終了する事業年度の会社から適

( 有価証券の見本の提出 )

第 8 条 ( 略 )

付 則(昭 4 6 . 7 . 1 抜粋)

( 新設 )

2 第 1 2 条の規定にかかわらず、当該規定の適用を受ける者は、当分の間、次の各号に掲げる上場会社に限るものとする。

( 1 ) この規則施行の際、第 1 2 条に規定する事項につき、既に実施している上場会社

( 2 ) この規則の施行日以降、新たに上場会社となる者 ( 既に他の証券取引所の上場会社となっている者のうち、本所が認めたものを除く。 )

( 注 ) 「本所が認めたもの」とは、原則として他の証券取引所のいずれかにおいて、当該証券取引所の規定の定めるところにより免除されている者をいう。

( 3 ) その他、本所が特に奨励して、第 1 2 条に規定する事項につき実施することとなる上場会社

用する。

5 改正後の第4条の4の規定にかかわらず、施行日において現に上場会社である会社については、同条に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

6 改正後の第8条の規定は、施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q - B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がaの(a)又はbに定める期間の最終日後(aの(b)の場合にあっては、審査対象決算期の末日後)に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第30条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に制限を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a <u>少数特定者持株数(大株主上位10名(所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。))をいう。以下この基準において同じ。))が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)</u>及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下この基準において同じ。)が次の(a)又は(b)に該当する場合</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b <u>株主数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が</u></p> | <p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q - B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がaの(a)又はbに定める期間の最終日後(aの(b)の場合にあっては、審査対象決算期の末日後)に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第30条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に制限を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a 少数特定者持株数が次の(a)又は(b)に該当する場合</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b 株主数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。</p> |

自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下この基準において同じ。）が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。

(3) ~ (6) (略)

(7) 破産手続、再生手続、更生手続又は整理

上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、本所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。

(8)・(9) (略)

(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

b (略)

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を

(3) ~ (6) (略)

(7) 破産、再生手続、更生手続又は整理

上場会社が法律の規定に基づく会社の破産、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、本所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。

(8)・(9) (略)

(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11) 財務諸表等又は中間財務諸表等に係る虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 上場会社が財務諸表等又は中間財務諸表等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

b (略)

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を

行った場合、有価証券上場規程第3条の2、  
第7条の3若しくは第12条の2第6項又は  
上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示  
等に関する規則第4条の4の規定により提出  
した宣誓書において宣誓した事項について重  
大な違反を行った場合又は上場契約の当事者  
でなくなることとなった場合

(13) 株式事務代行機関への委託

上場会社(株券上場審査基準第4条第1項  
第8号ただし書に該当する上場会社を除く。)  
が株式事務を本所の承認する株式事務代行機  
関に委託しないこととなった場合又は委託し  
ないこととなることが確実となった場合

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(Q-Boardの上場廃止基準)

第2条の2 Q-Board上場銘柄が、次の各  
号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃  
止するものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 前条第5号から第17号まで(第7号  
中「5億円」とあるのは「2億円」と、第9  
号b中「株券上場審査基準第4条第3項」と  
あるのは「株券上場審査基準第6条第2項」  
と読み替える。)のいずれかに該当した場合

付 則(昭57.10.1)抄

1 (略)

(削る)

行った場合、有価証券上場規程第3条の2若  
しくは第12条の2第6項の規定により提出  
した宣誓書において宣誓した事項について重  
大な違反を行った場合又は上場契約の当事者  
でなくなることとなった場合

(新設)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(Q-Board上場銘柄の上場廃止基準)

第2条の2 Q-Board上場銘柄が、次の各  
号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃  
止するものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 前条第5号から第16号まで(第7号  
中「5億円」とあるのは「2億円」と、第9  
号b中「株券上場審査基準第4条第3項」と  
あるのは「株券上場審査基準第6条第2項」  
と読み替える。)のいずれかに該当した場合

付 則(昭57.10.1)抄

1 (略)

3 第2条第2号aに規定する「少数特定者持株  
数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に1  
0名の株主(優先出資者を含む。)が所有する  
株式(明らかに固定的所有でない認められる  
株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数

(削る)

付 則 (平4.7.1)抄

この改正規定は、平成4年7月1日から施行する。

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第10号の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 改正後の第2条第11号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。
- 4 平成4年7月1日改正付則第2項を削る改正規定は、施行以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

に上場会社が自己株式を所有する自己株式数を加えた株式数をいうものとする。

- 4 第2条第2号b及び第2条の2第1号に規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。

付 則 (平4.7.1)抄

1 この改正規定は、平成4年7月1日から施行する。

- 2 第2条第2号aの規定の適用については、当分の間、同号aの中「上場株式数の80%」とあるのは「上場株式数の90%」とする。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況が次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a <u>優先株に係る少数特定者持株数(所有する優先株が多い順に10名の株主が所有する優先株(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。))及び役員が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式数を加えた株式数)が、上場株式数の75%以下になる見込みのあること。</u></p> <p>b <u>優先株に係る株主数(所有する優先株が多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を所有する者を除く。))及び役員並びに上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数)が、150人未満である場合において、1か年以内に150人に達しないとき。</u></p> <p>(3)~(6) (略)</p> | <p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況が次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a <u>優先株の大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除き、優先株の所有数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。))及び特別利害関係者が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式の数を加えた株式数(以下「優先株少数特定者持株数」という。))が、上場の時までに、上場株式数の75%以下になる見込みのあること。</u></p> <p>b <u>優先株の大株主上位10名及び特別利害関係者並びに上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数(以下「優先株株主数」という。))が、150人未満である場合において、1か年以内に150人に達しないとき。</u></p> <p>(3)~(6) (略)</p> |

付 則 (昭 5 7 . 1 0 . 1 )

この改正規定は、昭和 5 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(削る)

(削る)

(削る)

付 則

この改正規定は、平成 1 7 年 2 月 1 日から施行する。

付 則 (昭 5 7 . 1 0 . 1 )

1 この改正規定は、昭和 5 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

2 第 4 条第 2 項第 2 号 a に規定する「優先株少数特定者持株数」は、当分の間、「優先株の所有数の多い順に 1 0 名の株主が所有する優先株 (明らかに固定的所有でない認められる優先株を除く。 ) 及び役員が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式数を加えた株式数」をいうものとする。

3 第 4 条第 2 項第 2 号 b に規定する「優先株株主数」は、当分の間、「優先株の所有数の多い順に 1 0 名の株主 (明らかに固定的所有でない認められる優先株を所有する者を除く。 ) 及び役員並びに上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く 1 単位以上の優先株を所有する株主の数」をいうものとする。

4 第 4 条第 2 項第 2 号 a の規定の適用については、当分の間、同号 a 中「上場株式数の 7 5 % 」とあるのは「上場株式数の 8 0 % 」とする。

**債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表**

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 本所所定の上場申請に係る宣誓書。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。</u></p> <p><u>(6) 本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</u></p> <p>第6条 <u>上場債券の発行者は、第2条第1項第6号の規定により提出した宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p><u>(適時開示に係る宣誓書)</u></p> <p>第6条の2 <u>第2条第1項第6号に規定する宣誓書及び添付書類を提出した者(上場会社を除く。)その他本所が定める者は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p><u>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</u></p> <p>第6条の3 <u>上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣</u></p> | <p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6条 削除</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

等に提出した場合には、当該発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面（当該有価証券報告書又は半期報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第17条第1項第1号へ（同項第2号イによる場合を含む。）又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあっては、当該書面の写し）を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（社債券の上場廃止基準）

第7条 上場社債券の発行者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

（1） 債券上場契約について重大な違反を行った場合、第2条第1項第5号若しくは第6号又は第6条の2の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

（2） 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号まで（同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）若しくは第16号並びに第17号（同基準第2条の2第4号の規定の適用を受ける場合を含む。）のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第6号から第11号まで（同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除

（社債券の上場廃止基準）

第7条 上場社債券の発行者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

（1） 債券上場契約について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

（2） 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号まで（同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）若しくは第15号並びに第16号（同基準第2条の2第4号の規定の適用を受ける場合を含む。）のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第6号から第11号まで（同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除

く。)のいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合

2 (略)

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 社債券以外の債券の発行者が、前条第1項第1号に該当する場合、株券上場廃止基準第2条第10号若しくは第11号に該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると本所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

2 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に上場を申請する債券から適用する。
- 3 改正後の第6条の3の規定は、施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 4 改正後の第8条第1項の規定(「若しくは第11号」を追加する部分に限る。)は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

く。)のいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合

2 (略)

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 社債券以外の債券の発行者が前条第1項第1号に該当する場合又は株券上場廃止基準第2条第10号に該当する場合若しくは事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると本所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

2 (略)

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(上場申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 委託者指図型投資信託の受益証券次に掲げる書類</p> <p>a (略)</p> <p>b 不動産投資信託証券の見本。ただし、<u>第4条第1項第2号1後段の規定の適用を受けようとする場合には</u>、当該見本のほか、同1後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>c (略)</p> <p>d <u>第4条第1項第2号a及びcに適合するために必要な不動産及び不動産同等物を既に取得している旨又はそれを遅滞なく取得できる見込みである旨を</u>、幹事会員が確約した書面</p> <p>e <u>第4条第1項第3号の規定により上場申請銘柄の発行者が確約した書面</u></p> <p>f (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 投資証券次に掲げる書類。ただし、<u>第4条第2項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合には第1号cに掲げる書類の提出を要しないものとし</u>、<u>第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合には第1号c及びdに掲げる書類の提出を要しないものとする。</u></p> <p>a～c (略)</p> <p>d <u>第4条第1項第2号kに規定する本所が</u></p> | <p>(上場申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 委託者指図型投資信託の受益証券次に掲げる書類</p> <p>a (略)</p> <p>b 不動産投資信託証券の見本。ただし、<u>次条第1項第2号1後段の規定の適用を受けようとする場合には</u>、当該見本のほか、同1後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>c (略)</p> <p>d <u>次条第1項第2号a及びcに適合するために必要な不動産及び不動産同等物を既に取得している旨又はそれを遅滞なく取得できる見込みである旨を</u>、幹事会員が確約した書面</p> <p>e <u>次条第1項第3号の規定により上場申請銘柄の発行者が確約した書面</u></p> <p>f (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 投資証券次に掲げる書類。ただし、<u>次条第2項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合には第1号cに掲げる書類の提出を要しないものとし</u>、<u>次条第2項第2号の規定の適用を受ける場合には第1号c及びdに掲げる書類の提出を要しないものとする。</u></p> <p>a～c (略)</p> <p>d <u>次条第1項第2号kに規定する本所が承</u></p> |

承認する名義書換事務受託者と名義書換に関する事務の委託に係る契約を締結していることを証する書面

3・4 (略)

5 第4条第2項の規定の適用を受ける投資証券の上場を申請した者は、上場後最初に終了する営業期間の末日までの間における投資口の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」を、第2項第3号aに基づき提出する有価証券上場申請書に添付するものとする。

6 (略)

7 上場申請銘柄が、第4条第2項第2号又は第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該新設合併を行う上場投資証券の発行者である投資法人及び上場申請に係る投資証券の発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の投資信託委託業者が行うものとする。

8 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第2項各号(第1号aを除く。)及び次条各項に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

(上場申請に係る宣誓書等)

第3条の2 不動産投資信託証券の上場を申請する者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、当該者が既に本所の上場不動産信託証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

認する名義書換事務受託者と名義書換に関する事務の委託に係る契約を締結していることを証する書面

3・4 (略)

5 次条第2項の規定の適用を受ける投資証券の上場を申請した者は、上場後最初に終了する営業期間の末日までの間における投資口の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」を、第2項第3号aに基づき提出する有価証券上場申請書に添付するものとする。

6 (略)

7 上場申請銘柄が、次条第2項第2号又は第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該新設合併を行う上場投資証券の発行者である投資法人及び上場申請に係る投資証券の発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の投資信託委託業者が行うものとする。

8 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第2項各号(第1号aを除く。)に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

(新設)

2 不動産投資信託証券の上場を申請する者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは、当該申請を行う時に、本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。ただし、当該者が既に本所の上場不動産信託証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

(上場審査基準)

第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからrまでに適合していること。

a ~ i (略)

j 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各計算期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)若しくは各営業期間(当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)の財務諸表等又は各計算期間若しくは各営業期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等(有価証券届出書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類並びに半期報告書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。

(b) (略)

k ~ r (略)

(3) (略)

2 (略)

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第7条 不動産投資信託証券の上場を申請した者

(上場審査基準)

第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからrまでに適合していること。

a ~ i (略)

j 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各計算期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)又は各営業期間(当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)の財務諸表等並びに最近1年間に終了する計算期間又は営業期間における中間財務諸表等に「虚偽記載」を行っていないこと。

(b) (略)

k ~ r (略)

(3) (略)

2 (略)

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第7条 不動産投資信託証券の上場を申請した者

は、第3条の規定により提出した書類のうち本所が定める書類及び第3条の2第2項の規定により提出した宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等(第3条第1項各号に定める者をいう。)に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

上場受益証券の発行者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a)～(f) (略)

(g) 当該投資信託委託業者の破産手続開始の申立て

(h)～(o) (略)

b 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者に、次に掲げる事実が発生した場合

(a)～(d) (略)

(e) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第2

は、第3条の規定により提出した書類のうち、本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等(第3条第1項各号に定める者をいう。)に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

上場受益証券の発行者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a)～(f) (略)

(g) 当該投資信託委託業者の破産の申立て

(h)～(o) (略)

b 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者に、次に掲げる事実が発生した場合

(a)～(d) (略)

(e) 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定

4条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

(f) (略)

c・d (略)

(2) (略)

(3) 投資証券

上場投資証券の発行者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a)～(f) (略)

(g) 破産手続開始又は再生手続開始の申立て

(h)・(i) (略)

(j) 名義書換に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこと

(k) (a)から前(j)までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場投資証券の発行者である投資法人に、次に掲げる事実が発生した場合

(a)～(e) (略)

(f) 名義書換に関する事務の委託契約の解除の通知の受領その他名義書換に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は

める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

(f) (略)

c・d (略)

(2) (略)

(3) 投資証券

上場投資証券の発行者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a)～(f) (略)

(g) 破産又は再生手続開始の申立て

(h)・(i) (略)

(新設)

(j) (a)から前(i)までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場投資証券の発行者である投資法人に、次に掲げる事実が発生した場合

(a)～(e) (略)

(新設)

名義書換に関する事務を本所の承認する  
機関に委託しないこととなったこと

(g) (a) から前 (f) に掲げる事実のほか、上場投資証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a)・(b) (略)

(c) 当該投資信託委託業者の破産手続開始の申立て

(d)～(i) (略)

d (略)

2 (略)

3 上場不動産投資信託証券の発行者は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所  
所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める  
添付書類を提出するものとする。この場合にお  
いて、当該上場不動産投資信託証券の発行者は、  
当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に  
供することに同意するものとする。

4 前3項のほか、上場不動産投資信託証券等に  
関する情報の適時開示及び本所への書類の提出  
等については、上場有価証券の発行者の会社情  
報の適時開示等に関する規則に定めるところに  
準じるものとする。

5 上場不動産投資信託証券の発行者は、投資者  
への適時、適切な上場不動産投資信託証券に関  
する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなす  
ものであることを十分に認識し、常に投資者の  
視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示

(f) (a) から前 (e) に掲げる事実のほか、上場投資証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a)・(b) (略)

(c) 当該投資信託委託業者の破産の申立て

(d)～(i) (略)

d (略)

2 (略)

(新設)

3 前2項のほか、上場不動産投資信託証券等に  
関する情報の適時開示及び本所への書類の提出  
等については、上場有価証券の発行者の会社情  
報の適時開示等に関する規則に定めるところに  
準じるものとする。

(新設)

を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならぬ。

6 第1項、第2項及び第4項の規定は、上場不動産投資信託証券等に関する情報の適時開示について上場不動産投資信託証券の発行者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場不動産投資信託証券の発行者は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第11条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 投資証券

次に掲げる場合

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) 第9条第1項第3号aの(a)から(g)まで又は(i)から(k)までに掲げる事項

(b)~(e) (略)

b (略)

2~4 (略)

5 上場不動産投資信託証券の発行者は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及び

4 前3項の規定は、上場不動産投資信託証券等に関する情報の適時開示について上場不動産投資信託証券の発行者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場不動産投資信託証券の発行者は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第11条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 投資証券

次に掲げる場合

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) 第9条第1項第3号aの(a)から(g)まで、(i)又は(j)に掲げる事項

(b)~(e) (略)

b (略)

2~4 (略)

(新設)

その理由を記載した書面を地帯なく本所に提出するものとする。

6 上場不動産投資信託証券の発行者は、第4項第2号に掲げる書類のうち運用報告書及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 (略)

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第12条 上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等(第3条第1項各号に定める者をいう。)に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 投資証券

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。

(a) (略)

(b) 法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

b (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1)~(7) (略)

(8) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場

5 上場不動産投資信託証券の発行者は、前項第2号に掲げる書類のうち運用報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

6 (略)

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第12条 上場不動産投資信託証券に係る投資信託委託業者等(第3条第1項各号に定める者をいう。)に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 投資証券

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。

(a) (略)

(b) 法律の規定に基づく破産若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

b (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1)~(7) (略)

(8) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

合

( 9 ) 次の a 又は b のいずれかに該当する場合

a 上場不動産投資信託証券に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

b ( 略 )

( 10 ) 上場不動産投資信託証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、第 3 条の 2 若しくは第 9 条第 3 項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合

( 10 ) の 2 上場不動産投資信託証券が投資証券である場合には、名義書換に関する事務を第 4 条第 1 項第 2 号 k に規定する本所の承認する機関に委託しないこととなった場合又は委託しないことが確実となった場合

( 11 ) ~ ( 17 ) ( 略 )

3・4 ( 略 )

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の 2 及び第 4 条第 1 項第 2 号 j の ( a ) の規定は、この改正規定施行の日 ( 以下「施行日」という。 ) 以後に上場を申請する不動産投資信託証券から適用する。
- 3 改正後の第 9 条第 1 項第 1 号 b の ( e ) 及び第 12 条第 2 項第 8 号の規定は、施行日以後開始する計算期間若しくは営業期間又は中間計算期間若しくは中間営業期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

( 9 ) 次の a 又は b のいずれかに該当する場合

a 上場不動産投資信託証券に係る財務諸表等又は中間財務諸表等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

b ( 略 )

( 10 ) 上場不動産投資信託証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合

( 新設 )

( 11 ) ~ ( 17 ) ( 略 )

3・4 ( 略 )

4 改正後の第11条第5項の規定は、施行日以後終了する計算期間若しくは営業期間又は中間計算期間若しくは中間営業期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

5 改正後の第12条第2項第9号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、  
業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表**

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(投資信託委託業者が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>投資信託委託業者は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該投資信託委託業者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p>5 前4項のほか、投資信託委託業者及び受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。</p> <p>6 <u>投資信託委託業者は、投資者への適時、適切な上場受益証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</u></p> <p>7 <u>第1項及び第5項の規定は、上場受益証券に関する情報の適時開示について投資信託委託業者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、投資信託委託業者は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。</u></p> <p>(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>投資信託委託業者は、有価証券報告書又は半</u></p> | <p>(投資信託委託業者が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 前3項のほか、投資信託委託業者及び受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(新設)</p> |

期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該投資信託委託業者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。

- 3 投資信託委託業者は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(4)・(5) (略)

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

2 改正後の第10条第1項第3号の規定は、施行日以後開始する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

3 改正後の第6条第4項の規定にかかわらず、施行日において現に投資信託委託業者である者

- 2 投資信託委託業者は、前項第1号及び第2号に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

(3) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(4)・(5) (略)

2 (略)

は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

適時開示に係る宣誓書

適時開示に係る宣誓書

平成 年 月 日

証券会員制法人福岡証券取引所

理事長 殿

本店所在地 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_ 印

代 表 者 の

役 職

氏名(署名) \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

上場申請に係る宣誓書（債券）

上場申請に係る宣誓書（債券）

平成 年 月 日

証券会員制法人福岡証券取引所

理事長

殿

主たる事業所の所在地 \_\_\_\_\_

発 行 者 名 \_\_\_\_\_ 印

代表者又はそれに  
準ずると認められる者の  
役 職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ は、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）  
への債券の上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

適時開示に係る宣誓書（債券）

適時開示に係る宣誓書（債券）

平成 年 月 日

証券会員制法人福岡証券取引所

理事長

殿

主たる事業所の所在地 \_\_\_\_\_

発 行 者 名 \_\_\_\_\_ 印

代表者又はそれに  
準ずると認められる者の

役 職

氏 名（ 署 名 ） \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ は、投資者への適時適切な会社情報等の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

上場申請に係る宣誓書（不動産投資信託証券）

上場申請に係る宣誓書（不動産投資信託証券）

平成 年 月 日

証券会員制法人福岡証券取引所

理事長 殿

本店所在地 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_ 印

代 表 者 の

役 職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ は、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）  
への不動産投資信託証券の上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

適時開示に係る宣誓書（不動産投資信託証券）

適時開示に係る宣誓書（不動産投資信託証券）

平成 年 月 日

証券会員制法人福岡証券取引所

理事長

殿

本店所在地 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_ 印

代表者の

役 職

氏名(署名) \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ は、投資者への適時適切な不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

適時開示に係る宣誓書（受益証券）

適時開示に係る宣誓書（受益証券）

平成 年 月 日

証券会員制法人福岡証券取引所

理事長

殿

本店所在地

会 社 名 \_\_\_\_\_ 印

代 表 者 の

役 職

氏 名 ( 署 名 ) \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_は、投資者への適時適切な日経300株価指数連動型上場投資信託受益証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

## 定款施行規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第21条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) 証券業の廃止又は合併及び<u>破産手続開始の決定</u>以外の理由による解散に係る公告をしたとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>破産手続開始</u>、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき、又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。</p> <p>(6)～(25) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年 2月 1日から施行する。</p> | <p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第21条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) 証券業の廃止又は合併及び<u>破産</u>以外の理由による解散に係る公告をしたとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>破産</u>、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき、又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。</p> <p>(6)～(25) (略)</p> |

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株(優先出資証券を含む。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)・(a)の2 (略)</p> <p>(b) 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)<u>a</u>の2(同取扱い2.(1)において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが確認できない場合又は株主数が株券上場廃止基準第2条第2号b若しくは第2条の2第1号に定める人数に達したことが確認できない場合</p> <p>(b)の2~(h) (略)</p> <p>(i) <u>2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)</u>第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(公認会計士又監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ~ハ (略)</p> <p>(j)・(k) (略)</p> <p>(k)の2 <u>上場会社(株券上場審査基準第4条第1項第8号ただし書に該当する上場会社を除く。以下この(k)の2において同じ。)</u>が、<u>株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合</u>その他上場会社が<u>株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に</u></p> | <p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株(優先出資証券を含む。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)・(a)の2 (略)</p> <p>(b) 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)<u>a</u>の(a)(同取扱い2.(1)において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが確認できない場合又は株主数が株券上場廃止基準第2条第2号b若しくは第2条の2第1号に定める人数に達したことが確認できない場合</p> <p>(b)の2~(h) (略)</p> <p>(i) 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ~ハ (略)</p> <p>(j)・(k) (略)</p> <p>(新設)</p> |

委託しないこととなるおそれがあると本所が認める場合

(1) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第14号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合

(m) (略)

(m)の2 株券上場廃止基準第2条第16号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(n) 株券上場廃止基準第2条第17号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第17号のうち株券の不正発行の場合を除く)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2) (略)

(2)の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場不動産投資信託証券が次のいずれかに該当する場合には、当該不動産投資信託証券を監理ポストに割り当てる。

(a)~(e) (略)

(f) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又

(1) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第13号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合

(m) (略)

(m)の2 株券上場廃止基準第2条第15号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(n) 株券上場廃止基準第2条第16号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当する場合、第14号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第16号のうち株券の不正発行の場合を除く)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2) (略)

(2)の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場不動産投資信託証券が次のいずれかに該当する場合には、当該不動産投資信託証券を監理ポストに割り当てる。

(a)~(e) (略)

(f) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告

は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ～ハ（略）

(g)・(h)（略）

(h)の2 上場投資証券の発行者が名義書換に関する事務の委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場投資証券の発行者が名義書換に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこととなるおそれがあると本所が認める場合

(i)～(k)（略）

b（略）

(3)（略）

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a)～(d)（略）

(e) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ～ハ（略）

b（略）

(5)（略）

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の

書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ～ハ（略）

(g)・(h)（略）

(新設)

(i)～(k)（略）

b（略）

(3)（略）

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a)～(d)（略）

(e) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ～ハ（略）

b（略）

(5)（略）

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の

( e )に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

( a ) ( 略 )

( b ) 前条第1号 a の ( b ) の場合

株券上場廃止基準の取扱い1 . ( 2 ) a の2

( 同取扱い2 . において準用する場合を含む。 )

に定める期間の最終日の翌日

( c ) ~ ( d ) ( 略 )

( e ) 前条第1号 a の ( a ) の2、( b ) の2、( c )、( d )、( f )、( j )、( k )、( k ) の2、( m ) の2 及び ( n ) までの場合

本所が必要と認めた日

b ( 略 )

( 2 ) ( 略 )

( 2 ) の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の ( a ) から ( d ) までに定める日から本所が不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当するかどうかを認定した日までとする。

( a ) ~ ( c ) ( 略 )

( d ) 前条第2号の2 a の ( g )、( h )、( h ) の2、( j ) 及び ( k ) までの場合

本所が必要と認めた日

b ( 略 )

( 3 ) ~ ( 5 ) ( 略 )

平成7年1月1日改正付則

1 ( 略 )

( 削る )

( 削る )

( e )に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

( a ) ( 略 )

( b ) 前条第1号 a の ( b ) の場合

株券上場廃止基準の取扱い1 . ( 2 ) a ( 同

取扱い2 . において準用する場合を含む。 ) に

定める期間の最終日の翌日

( c ) ~ ( d ) ( 略 )

( e ) 前条第1号 a の ( a ) の2、( b ) の2、( c )、( d )、( f )、( j )、( k )、( m ) の2 及び ( n ) までの場合

本所が必要と認めた日

b ( 略 )

( 2 ) ( 略 )

( 2 ) の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の ( a ) から ( d ) までに定める日から本所が不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当するかどうかを認定した日までとする。

( a ) ~ ( c ) ( 略 )

( d ) 前条第2号の2 a の ( g )、( h )、( j ) 及び ( k ) までの場合

本所が必要と認めた日

b ( 略 )

( 3 ) ~ ( 5 ) ( 略 )

平成7年1月1日改正付則

1 ( 略 )

2 第3条第2号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「上場株式数の75%」とあるのは「上場株式数の80%」とする。

3 第3条第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「上場株式数の80%」とあるのは、「上場株式数の90%」とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1号aの(i)の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後開始する事業年度又は中間会計期間(不動産投資信託証券にあっては、計算期間若しくは営業期間又は中間計算期間若しくは中間営業期間とする。以下同じ。)に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 平成7年1月1日改正付則第2項及び第3項を削る改正規定は、施行日以後開始する事業年度の末日以後において第3条第1号aの(b)に該当することとなる上場会社から適用する。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式(優先出資を含む。以下同じ。)の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 少数特定者持株数(所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)に規定する株式をいう。以下同じ。))を除く。))及び役員が所有する株式の総数に上場会社(上場株券の発行者をいう。以下同じ。))が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。))が、上場株式数の80%以下であるとき。</p> <p>b 株主数(所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。))が、300人以上であるとき。</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段</p> | <p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式(優先出資を含む。以下同じ。)の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)に規定する株式をいう。))を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。))をいう。以下同じ。))及び特別利害関係者(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する者をいう。以下同じ。))が所有する株式の総数に上場会社(上場株券の発行者をいう。以下同じ。))が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。))が、上場株式数の80%以下であるとき。</p> <p>b 株主数(大株主上位10名、特別利害関係者及び上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。))が、300人以上であるとき。</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段</p> |

の規定は前項第 1 号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 2 ) eの規定は、前項第 2 号 a に規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 2 ) a の ( b )、( c )、( e ) 及び同 d の規定は前項第 2 号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 6 ) d、f 前段、g 及び h の規定は前項第 3 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 5 ) d 及び e 並びに株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 5 ) b の規定は前項第 4 号に規定する株主資本（純資産）の額について、それぞれ準用する（優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 1 ) b 前段並びに同取扱い 2 . ( 2 ) a の ( b ) 及び ( c ) の規定を除く。）。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 1 ) b 前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 1 ) b 前段、同取扱い 2 . ( 2 ) a の ( b )、( c ) 及び ( e )、同 d、同取扱い 2 . ( 5 ) d 及び e 並びに同取扱い 2 . ( 6 ) f 前段、g 及び h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3 ~ 6 （略）

（株券に係る貸借銘柄の選定基準）

第 3 条 （略）

2 株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 1 ) b 前段の規定は前項第 2 号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 2 ) eの規定は、前項第 3 号 a に規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 3 ) d の規定は前項第 4 号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い 2 .

の規定は前項第 1 号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 2 ) a の ( b )、( c )、( e ) 及び同 d の規定は前項第 2 号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 6 ) d、f 前段、g 及び h の規定は前項第 3 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 5 ) d 及び e 並びに株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 5 ) b の規定は前項第 4 号に規定する株主資本（純資産）の額について、それぞれ準用する（優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 1 ) b 前段並びに同取扱い 2 . ( 2 ) a の ( b ) 及び ( c ) の規定を除く。）。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 1 ) b 前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 1 ) b 前段、同取扱い 2 . ( 2 ) a の ( b )、( c ) 及び ( e )、同 d、同取扱い 2 . ( 5 ) d 及び e 並びに同取扱い 2 . ( 6 ) f 前段、g 及び h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3 ~ 6 （略）

（株券に係る貸借銘柄の選定基準）

第 3 条 （略）

2 株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 1 ) b 前段の規定は前項第 2 号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い 1 . ( 3 ) d の規定は前項第 4 号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い 2 . ( 2 ) a の ( b )、( c )、( e ) 及び ( f )、同 d の規定は前項第 3 号に規定する少数特定者持株数及び株主数

(2) aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) d、f前段、g及びhの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) dからfまで及び株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第6号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段並びに同取扱い2.(2) aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2.(2) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) dからfまで並びに同取扱い2.(6) f前段、g及びhまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3) d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象決算期を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と読み替えるものとする。

3～8 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第2号及び第5項第2号、第2条の2第1項第2号及び第5項第2号、第3条第1項第3号及び第6項第2号、第3条の2第1項第3号及び第5項第2号、第5条第1項第2号、第5条の2第1項第2号、

について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) d、f前段、g及びhの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) dからfまで及び株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第6号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段並びに同取扱い2.(2) aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2.(2) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) dからfまで並びに同取扱い2.(6) f前段、g及びhまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3) d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象決算期を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と読み替えるものとする。

3～8 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第2号及び第5項第2号、第2条の2第1項第2号及び第5項第2号、第3条第1項第3号及び第6項第2号、第3条の2第1項第3号及び第5項第2号、第5条第1項第2号、第5条の2第1項第2号、

第6条第1項第2号並びに第6条の2第1項第2号

有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.aの規定により提出される株式の分布状況表等若しくは不動産投信特例取扱いの7.(8)の規定により提出される上場不動産投資信託証券の分布状況表等

(2)・(3) (略)

平成3年11月29日改正付則

1~5 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

第6条第1項第2号並びに第6条の2第1項第2号

有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.aの規定により提出される株式の分布状況表等若しくは不動産投信特例取扱いの7.(6)の規定により提出される上場不動産投資信託証券の分布状況表等

(2)・(3) (略)

平成3年11月29日改正付則

1~5 (略)

6 第2条第1項第3号a及び第4条第1項第2号aに規定する「少数特定者持株数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。 )及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式を加えた株式数」をいうものとする。

7 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e(少数特定者持株数の算定の取扱い)の規定は、前項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、同e中「明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式」とあるのは「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。 )」と読み替えるものとする。

8 第2条第1項第3号b及び第4条第1項第2号bに規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。 )及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位の株式の数以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

平成12年10月20日改正付則

この改正規定は、平成12年10月20日から  
施行する。

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 平成12年10月20日改正付則第2項を削る改正規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

9 (略)

10 (略)

11 (略)

平成12年10月20日改正付則

1 この改正規定は、平成12年10月20日か  
ら施行する。

- 2 上場株式数が10万単位以上の場合における第3条第1項第3号aの規定の適用については、当分の間、当該規定中「上場株式数の75%」とあるのは、上場株式数が10万単位以上18万単位未満の場合にあっては、「上場株式数の75%の数又は上場株式数の92.5%に当たる株式数から2万2,500単位の株式数を減じて得た数のいずれか大きい数」とし、上場株式数が18万単位以上の場合にあたっては、「上場株式数の80%」とする。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係<br/>           (1)～(3) (略)<br/>           (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。<br/>           a～nの4 (略)<br/>           nの5 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口の(口)又は4.(1)cの(c)の口の(口)に規定する親会社等を有している場合は、当該親会社等が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類<br/>           o (略)<br/>           (5) (略)</p> | <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係<br/>           (1)～(3) (略)<br/>           (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。<br/>           a～nの4 (略)<br/>           nの5 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口の(口)に規定する親会社等又は4.(1)cの(c)の口の(口)に規定する親会社を有している場合は、当該親会社等又は親会社が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類<br/>           o (略)<br/>           (5) (略)</p> |
| <p>11. の3 <u>第7条の3（適時開示に係る宣誓書等）関係</u><br/> <u>(1) 第1号に規定する宣誓書及び第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。</u><br/> <u>(2) 第1号に規定する「本所が定める添付書類」とは、新規上場申請者の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u><br/> <u>(3) 第2号に規定する「本所が定める部分」とは、「上場申請のための有価証券報告書」のうち の部をいうものとする。</u><br/> <u>(4) 第2号に規定する「本所が定める書類」</u></p>   | <p>(新設)</p>   |

とは、2.(5)aに規定する「上場申請のための半期報告書」をいうものとする。

(5) 第2号に規定する「理由」の記載に当たっては、同号に規定する書類の作成に関して新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係<br/>           (1)～(6) (略)<br/>           (7) <u>虚偽記載又は不適正意見等</u><br/>           a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、<u>有価証券報告書等</u>について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等又は証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が<u>重要と認められる</u>ものである場合をいうものとする。</p> <p>b～d (略)</p> <p>e 第7号において、新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合には、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社設立時の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結損益計算書若しく</p> | <p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係<br/>           (1)～(6) (略)<br/>           (7) <u>財務諸表等及び中間財務諸表等</u><br/>           a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、<u>有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類若しくはこれらの書類の添付書類若しくはこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書</u>について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等又は証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が<u>訂正命令を受ける場合と同等とみなされる</u>ものである場合をいうものとする。</p> <p>b～d (略)</p> <p>e 第7号において、新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合には、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社設立時の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結損益計算書若しく</p> |

は損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。)及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。

f 第7号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

g 新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(8) 株式事務代行機関の設置

a・b (略)

c 第8号において、株式事務代行機関から、株式事務の代行を受託する旨内諾を得ている新規上場申請者は、株式事務を株式事務代行機関に委託するまでの期間、名義書換取扱所又は同取次所を、福岡市又はその至近地区に設置することを要するものとする。

(9)・(10) (略)

は損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。)について審査対象とするものとする。

f 第7号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等についても審査対象とするものとする。

g 新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等についても審査対象とするものとする。

(8) 株式事務代行機関の設置

a・b (略)

c 第8号において、株式事務代行機関から、株式事務の代行を受託する旨内諾を得ている新規上場申請者及び同号ただし書きに該当する会社は、株式事務を株式事務代行機関に委託するまでの期間、名義書換取扱所又は同取次所を、福岡市又はその至近地区に設置することを要するものとする。

(9)・(10) (略)

3. 第4条(上場審査基準)第3項関係

(1) (略)

(2) 第3項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式(2.(2)aの(a)に規定する株式をいう。以下同じ。)を除く。)及び役員が所有する株式の総数に第3項各号に定める会社が所有する自己株式数を加えた株式数が上場株式数の80%以下であり、かつ、所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに第3項各号に定める会社が自己株式を所有している場合には当該会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数が150人以上であることをいうものとする。

(3)・(4) (略)

4. 第5条(Q-Boardへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このcにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、a及び前bに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうか

3. 第4条(上場審査基準)第3項関係

(1) (略)

(2) 第3項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下であり、かつ、株主数が150人以上であることをいうものとする。

(3)・(4) (略)

4. 第5条(Q-Boardへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、(c)においては、新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を保有している会社(新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。)をいう。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、a及び前bに掲げる事

を検討するものとする。

( a ) 親会社等又は新規上場申請者が、原則として新規上場申請者（新規上場申請者の資本下位会社等を含む。以下この（ a ）及び（ b ）において同じ。）又は親会社等の不利益となる取引行為を強制し、又は誘引していないこと。

( b ) 新規上場申請者と親会社等が、原則として通常取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。）と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

( c ) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠ける

項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

( a ) 親会社又は新規上場申請者が、原則として新規上場申請者（新規上場申請者の資本下位会社等を含む。以下この（ a ）及び（ b ）において同じ。）又は親会社の不利益となる取引行為を強制し、又は誘引していないこと。

( b ) 新規上場申請者と親会社が、原則として通常取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。）と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

( c ) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社（親会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認め

と認められない場合を含む。 )。

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の（イ）又は（ロ）及び（ハ）に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

（イ） （略）

（ロ） 新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が開示府令第15条第1項第1号イに規定する「第三号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても各事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること。

（ハ） 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

d （略）

（2） （略）

5 . 第6条（Q - B o a r dへの上場審査基準）  
第1項関係

（1）～（5） （略）

（6） 虚偽記載又は不適正意見等

a ~ c （略）

平成10年1月1日改正付則

1・2 （略）

られない場合を含む。 )。

ロ 新規上場申請者の親会社（前イに適合する親会社を除く。）が継続開示会社であって、かつ、新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える当該親会社に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の（イ）又は（ロ）及び（ハ）に掲げる事項について当該親会社が同意することについて書面により確約すること。

（イ） （略）

（ロ） 新規上場申請者が、当該親会社（継続開示会社である場合を除く。）が開示府令第15条第1項第1号イに規定する「第三号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても各事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること。

（ハ） 新規上場申請者が、当該親会社に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

d （略）

（2） （略）

5 . 第6条（Q - B o a r dへの上場審査基準）  
第1項関係

（1）～（5） （略）

（6） 財務諸表等及び中間財務諸表等

a ~ c （略）

平成10年1月1日改正付則

1・2 （略）

(削る)

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

3 改正後の4.(2)の規定の適用については、当分の間、株券上場廃止基準昭和57年10月1日改正付則第3項及び第4項の規定を準用する。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載)</p> <p>第15条 新規上場申請者は、第6条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員(以下「特別利害関係者等」という。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株券等の移動」という。)を行っている場合には、当該株券等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。<u>ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載)</p> <p>第20条の4 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行(以下「第三者割当等による新株等の発行」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による新株等の発行の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。<u>ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。</p> | <p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載)</p> <p>第15条 新規上場申請者は、第6条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員(以下「特別利害関係者等」という。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含み、<u>本所が適当と認める譲受け及び譲渡を除く。</u>以下「株券等の移動」という。)を行っている場合には、当該株券等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。</p> <p>(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載)</p> <p>第20条の4 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行(以下「第三者割当等による新株等の発行」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による新株等の発行の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。</p> |

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載の取扱い)<br/>(削る)</p> <p>第14条 (略)</p>   | <p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第14条 <u>上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める譲受け及び譲渡」とは、証券会社が特別利害関係者等以外の者との間で行う譲受け又は譲渡であって、日本証券業協会の定める公正慣習規則第2号「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」第4章グリーンシート銘柄の規定に基づき、当該譲受け又は譲渡に関する報告を当該証券会社から受け、当該報告の内容の公表を行ったものをいうものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(第三者割当等による新株発行に関する規制の取扱い)</p> <p>第15条 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「その他本所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会が<u>グリーンシート銘柄として指定する株券</u>に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により証券会社が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>(第三者割当等による新株発行に関する規制の取扱い)</p> <p>第15条 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「その他本所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会が<u>定める規則により当該証券業協会が売買内容を発表する対象となる株券</u>に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により証券会社が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>                                       |
| <p>(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第19条の4 第14条の規定は、上場前公募等規則第20条の<u>4</u>に規定する「本所が適当と認める書類」について準用する。この場合において、第14条中「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」とあるのは「第2 第三者割</p>  | <p>(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第19条の4 第14条<u>第2項</u>の規定は、上場前公募等規則第20条の<u>3</u>に規定する「本所が適当と認める書類」について準用する。この場合において、第14条<u>第2項</u>中「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」とあるのは「第</p>  |

当等の概況」と読み替えるものとする。

2 第三者割当等の概況」と読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>1. の2 第2条(会社情報の開示)第1項関係<br/>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が親会社等(親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。)を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合、<u>当該親会社等(株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口又は4.(1)cの(c)の口の規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)(aからc列記部分を除く。)</u>において同じ。)が<u>外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。)</u>の発行者である場合、<u>当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると本所が認める者である場合</u>その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>a ~ c (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p>1. の2 第2条(会社情報の開示)第1項関係<br/>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が親会社等(親会社<u>(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。)</u>及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。<u>ただし、Q - B o a r dの上場会社である場合には、当該上場会社の総株主の議決権(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する総株主の議決権をいう。以下この(3)において同じ。)</u>の過半数を保有している会社(当該上場会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。)をいう。以下同じ。)を有している場合は、第2号vに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>a ~ c (略)</p> <p>(4) (略)</p> |

2. の 5 第 2 条 ( 会社情報の開示 ) 第 1 0 項関 ( 新設 )

係

第 1 0 項に規定する「本所が定める親会社等に関する事項」とは、次の ( 1 ) から ( 5 ) に定める事項をいうものとする。

( 1 ) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券が上場されている国内の証券取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国の証券取引所等の商号又は名称

( 2 ) 親会社等が複数ある場合は、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社 ( 影響が同等であると認められるときは、そのすべての会社 ) の商号又は名称及び当該会社が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由 ( 影響が同等であると認められるときは、その理由 )

( 3 ) 親会社等 ( 親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。 ) が 1 . の 2 ( 3 ) ただし書の適用を受ける場合 ( 当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券 ( 当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。 ) の発行者である場合を除く。 ) には、当該ただし書の適用を本所に認められた理由

( 4 ) 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

( 5 ) 親会社等との取引に関する事項 ( 財務諸表等規則第 8 条の 1 0 若しくは連結財務諸

表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第15条の4の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項をいう。)

2. の 6 (略)

2. の 5 (略)

4. の 2 第4条の4(適時開示に関する宣誓書)

(新設)

関係

(1) 第4条の4に規定する宣誓書には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第4条の4に規定する「本所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。

a 第4条の4に規定する宣誓書(有価証券上場規程第7条の3第1号に規定する宣誓書を含む。次のbにおいて同じ。)に署名を行った代表者の異動があったとき

b 過去5年間において、第4条の4に規定する宣誓書を提出していないこととなったとき

(3) 第4条の4に規定する「本所が定める添付書類」とは、上場会社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(注) (3)に規定する書面(有価証券上場規程取扱い要領11.の3(2)に規定する書面を含む。)に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、本所に提出することができるものとする。

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)～(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a～k (略)

1. 第4条の4若しくは有価証券上場規程第7条の3第1号に規定する宣誓書に署名を行った代表者の異動

(6)・(7) (略)

9. 第8条（有価証券報告書等の適正性に関する確認書）関係

(1) 第8条に規定する書面（同条かっこ書に規定する書面を除く。）には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第8条に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場会社の代表者が確認した内容を記載するものとする。

9の2. 第8条の2（有価証券の見本の提出）関係

(1)～(3) (略)

11. 第10条（その他書類の提出）関係

第10条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a～e (略)

f. 1. の2(3)の規定の適用を受け、上場会社が親会社等に関する同(3)aからcに掲げる事実を開示する場合の当該開示の対象となる親会社等を変更することとなる場合には、その旨及びその理由を記載した書面

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)～(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a～k (略)

(新設)

(6)・(7) (略)

(新設)

9. 第8条（有価証券の見本の提出）関係

(1)～(3) (略)

11. 第10条（その他書類の提出）関係

第10条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a～e (略)

(新設)

付 則

この改正規定は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 1 7 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の 1 . の 2 ( 3 ) 及び平成 8 年 1 月 1 日改正付則の規定は、平成 1 7 年 3 月 1 日以後の開示から適用する。ただし、改正後の 1 . の 2 ( 3 ) c の規定は、平成 1 7 年 3 月 1 日以後終了する親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る開示から適用する。
- 3 施行日において現に上場会社である会社は、改正後の 2 . の 5 ( 1 ) 及び ( 2 ) に規定する事項その他本所が必要と認める事項を記載した書面を、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに本所に提出するものとする。

付 則

この改正規定は、平成 8 年 1 月 1 日から施行し、改正後の 1 . ( 3 ) 及び 1 1 . d の規定の適用を受ける者は、当分の間、改正規定の施行の日以降に株券の上場を申請し、新たに上場会社となる者に限るものとする。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>1. 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a <u>株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)(明らかに固定的所有でない認められる株式の取扱い)の規定は、第2号の場合に準用する。</u></p> <p>aの2 (略)</p> <p>b~d (略)</p> <p>e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」及び第2号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、<u>大株主上位10名が所有する株式(明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。)</u>のうちに委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。</p> <p>f~n (略)</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>破産</u>手続、再生手続、更生手続又は整理</p> <p>a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の<u>破産</u>手続、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った</p> | <p>1. 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>(新設)</p> <p>a (略)</p> <p>b~d (略)</p> <p>e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」及び第2号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、<u>明らかに固定的所有でない認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)</u>が所有する株式のうちに委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。</p> <p>f~n (略)</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>破産</u>、再生手続、更生手続又は整理</p> <p>a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の<u>破産</u>、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場</p> |

場合」とは、上場会社が、法律に規定する破産手続、再生手続、更生手続又は整理の原因があることにより、破産手続、再生手続、更生手続又は整理を必要と判断した場合をいう。

b ~ e (略)

(8)・(9) (略)

(10) 虚偽記載又は不適正意見等

a・b (略)

(11) (略)

(12) 株式の譲渡制限

a 株券上場審査基準の取扱い2.(10) (株式の譲渡制限の取扱い)の規定は、第14号の場合に準用する。

b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第14号に該当するものとして取り扱う。

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a・b (略)

2. 第2条の2 (Q - B o a r dの上場廃止基準) 関係

(1) 株式の分布状況

a 1.(2) aの2からcまで及びfからkまでの規定は、第1号(ただし書を除く。)の場合に準用する。この場合において、1.(2) aの2中「第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「150人以上とならないとき」」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に5

合」とは、上場会社が、法律に規定する破産、再生手続、更生手続又は整理の原因があることにより、破産、再生手続、更生手続又は整理を必要と判断した場合をいう。

b ~ e (略)

(8)・(9) (略)

(10) 財務諸表等又は中間財務諸表等に係る虚偽記載又は不適正意見等

a・b (略)

(11) (略)

(12) 株式の譲渡制限

a 株券上場審査基準の取扱い2.(10) (株式の譲渡制限の取扱い)の規定は、第13号の場合に準用する。

b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第13号に該当するものとして取り扱う。

(13) 完全子会社化

第14号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a・b (略)

2. 第2条の2 (Q - B o a r d 上場銘柄の上場廃止基準) 関係

(1) 株式の分布状況

a 1.(2) aからcまで及びfからkまでの規定は、第1号(ただし書を除く。)の場合に準用する。この場合において、1.(2)中「第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「150人以上とならないとき」」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に50人以上

0人以上とならないとき」と、「上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないとき」とあるのは「50人以上とならないとき」と、1.(2)hからkまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と読み替える。

b (略)

(2)~(3) (略)

#### 4. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a・b (略)

c 第2条第15号のうち、本取扱い1.(13)aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)に上場廃止する。

d 第2条第17号のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この

とならないとき」と、「上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないとき」とあるのは「50人以上とならないとき」と、1.(2)hからkまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と読み替える。

b (略)

(2)~(3) (略)

#### 4. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a・b (略)

c 第2条第14号のうち、本取扱い1.(13)aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)に上場廃止する。

d 第2条第16号のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この

限りでない。

a (略)

b 第2条第7号に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)することとなった銘柄又は同条第8号のうち1.(8)bの(c)の規定に該当することとなった銘柄(解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として10日間(休業日を除外する。)(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで)とする。

c 第2条第17号(第2条の2第4号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

(削る)

限りでない。

a (略)

b 第2条第7号に該当(上場会社が破産宣告を受けている場合に限る。)することとなった銘柄又は同条第8号のうち1.(8)bの(c)の規定に該当することとなった銘柄(解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として10日間(休業日を除外する。)(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで)とする。

c 第2条第16号(第2条の2第4号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

#### 5. 昭和57年10月1日改正付則第3項(経過措置)関係

1.(2)e(少数特定者持株数の算定の取扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則第3項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、1.(2)e中「明らかに固定的所有でない」と認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)が所有する株式」とあるのは「所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)が所有する株式(明らかに固定的所有でない」と認められる株式を除く。)」と読み替えるものとする。

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 6. を削る改正規定は、この改正規定施行日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

6. 平成4年7月1日改正付則第2項(経過措置)

関係

1.(2)(株式の分布状況の取扱い)の規定は、平成4年7月1日改正付則第2項の規定に基づき第2条第2号aの規定が読み替えられて適用される場合に準用する。この場合において、1.(2)中「80%」とあるのは「90%」と、後段中「75%」とあるのは「85%」と読み替えるものとする。

上場申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">上場申請に係る宣誓書</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所<br/>理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の<br/>役職氏名 _____ 印</p> <p>_____ は、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）への上場申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略）<br/>（削る）</p> <p>2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">上場申請に係る宣誓書</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所<br/>理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の<br/>役職氏名 _____ 印</p> <p>_____ は、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）への上場申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。</u></p> <p>3 前2項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行なう一切の措置に異議を申し立てません。</p> |

**上場市場の変更申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表**

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>上場市場の変更申請に係る宣誓書</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所<br/>理事長 殿</p> <p>本店所在地 _____<br/>会社名 _____ 印<br/>代表者の<br/>役職氏名 _____ 印</p> <p>_____ は、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）への上場市場の変更申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略）<br/>（削る）</p> <p>2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。</p> | <p>上場市場の変更申請に係る宣誓書</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所<br/>理事長 殿</p> <p>本店所在地 _____<br/>会社名 _____ 印<br/>代表者の<br/>役職氏名 _____ 印</p> <p>_____ は、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）への上場市場の変更申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。</u></p> <p>3 前2項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行なう一切の措置に異議を申し立てません。</p> |

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p><u>aの2 株券上場審査基準の取扱い2.(2)</u></p> <p><u>aの(a)(明らかに固定的所有でないと認められる株式の取扱い)の規定は、第2項第2号に規定する「明らかに固定的所有でないと認められる優先株」について準用する。</u></p> <p>b~i (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> | <p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b~i (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p>   |
| <p>(削る)</p>   | <p><u>5. 昭和57年10月1日改正付則第2項(経過措置)関係</u></p> <p><u>3.(1)c(少数特定者持株数の算定の取扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則第2項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、3.(1)cにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e中「明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式」とあるのは、「優先株の所有数の多い順に10名の株主が所有する優先株(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。)」と読み替えるものとする。</u></p> |
| <p>(削る)</p>   | <p><u>6. 昭和57年10月1日改正付則第4項(経過措置)関係</u></p> <p><u>3.(1)(株式の分布状況の取扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則第4項の規定に基づき第4条第2項第2号aの規定が読み替えられて適用される場合に準用する。この</u></p>  |

場合において、3.(1)d中「75%」とあるのは「80%」と読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

**債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表**

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>1. 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3） 第2条第1項第6号に規定する宣誓書には、上場申請銘柄の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>（4） 第2条第1項第6号に規定する「本所が定める添付書類」とは、上場申請銘柄の発行者に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u></p>   | <p>1. 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> |
| <p><u>3. の2 適時開示に係る宣誓書の取扱い（債券特例第6条の2関係）</u></p> <p><u>（1） 第6条の2に規定する宣誓書には、上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>（2） 第6条の2に規定する「本所が定める者」とは、上場債券の発行者であって、有価証券上場規程第7条の3第1号又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の4に規定する宣誓書を提出した者のうち、当該者の発行する株券が本所において上場廃止となった者をいうものとする。</u></p> <p><u>（3） 第6条の2に規定する「本所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。</u></p> <p><u>a 第6条の2に規定する宣誓書（第2条第1項第6号に規定する宣誓書を含む。次のbにおいて同じ。）に署名を行った代表者</u></p> | <p>（新設）</p>  |

又はそれに準ずると認められる者の異動があったとき

b 過去5年間において、第6条の2に規定する宣誓書を提出していないこととなったとき

(4) 第6条の2に規定する「本所が定める添付書類」とは、会社情報等の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(注) (4)に規定する書面(1.(4)に規定する書面を含む。)に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、本所に提出することができるものとする。

3. の3 有価証券報告書等の適正性に関する確 (新設)  
認書の取扱い(債券特例第6条の3関係)

(1) 第6条の3に規定する書面(同条かつこ書きに規定する書面を除く。)には、上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。

(2) 第6条の3に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者が確認した内容を記載するものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

**不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表**

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><u>2. の 2 上場申請に係る宣誓等の取扱い（不動産投信特例第 3 条の 2 関係）</u></p> <p><u>（ 1 ） 第 2 項に規定する宣誓書には、同項に規定する者の代表者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>（ 2 ） 第 2 項に規定する「本所が定める添付書類」とは、不動産投資信託証券に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u></p>  | <p>（新設）</p>   |
| <p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第 4 条）関係</p> <p>（ 1 ） 第 1 項第 2 号に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等相当部分の額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額は、上場申請銘柄が受益証券である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 2 2 号。以下「特定有価証券開示府令」という。）第 4 号様式 記載上の注意（ 2 6 ） b に定める価格、上場申請銘柄が投資証券である場合には、特定有価証券開示府令第 4 号の 3 様式 記載上の注意（ 3 2 ） b に定める価格によるものとする。</p> <p>（ 2 ）～（ 8 ） （略）</p> <p>（ 9 ） 株券上場審査基準の取扱い 2 .（ 7 ） a の規定は、第 1 項第 2 号 j の（ a ）に規定する「虚偽記載」について、同取扱い 2 .（ 7 ） c（（ b ）を除く。）の規定は、第 1 項第 2 号 j の（ b ）に規定する「本所が適当と認める場合」について、それぞれ準用する。この場合において、同取扱い 2 .（ 7 ） a 中「訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書」</p> | <p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第 4 条）関係</p> <p>（ 1 ） 第 1 項第 2 号に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等相当部分の額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額は、上場申請銘柄が受益証券である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 2 2 号。以下「特定有価証券開示府令」という。）第 4 号様式 記載上の注意（ 2 7 ） b に定める価格、上場申請銘柄が投資証券である場合には、特定有価証券開示府令第 4 号の 3 様式 記載上の注意（ 3 4 ） b に定める価格によるものとする。</p> <p>（ 2 ）～（ 8 ） （略）</p> <p>（ 9 ） 株券上場審査基準の取扱い 2 .（ 7 ） a の規定は、第 1 項第 2 号 j の（ a ）に規定する「虚偽記載」について、同取扱い 2 .（ 7 ） c（（ b ）を除く。）の規定は、第 1 項第 2 号 j の（ b ）に規定する「本所が適当と認める場合」について、それぞれ準用する。この場合において、同取扱い 2 .（ 7 ） a 中「<u>有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補</u></p> |

とあるのは「訂正届出書又は訂正報告書」と、同取扱い2.(7)cの(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(最近1年間に終了する計算期間又は営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。)」と読み替えるものとする。

(10)~(12) (略)

6. 上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の取扱い(不動産投信特例第9条)関係

(1) (略)

(2) 第2項第4号に規定する「決算の内容」には、運用資産等の価格に関する情報を含むものとする。この場合において、当該情報は、上場受益証券にあっては、特定有価証券開示府令第7号様式の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」における「投資状況」、「投資不動産物件」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容、上場投資証券にあっては、特定有価証券開示府令第7号の3様式の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」における「投資状況」、「投資不動産物件」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容を参考情報として記載するものとする。

(3) (略)

(4) 第3項に規定する宣誓書には、上場不動産投資信託証券の発行者の代表者による署名を要するものとする。

書類若しくはこれらの書類の添付書類若しくはこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書」とあるのは「有価証券届出書若しくはその添付書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書」と、「訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書」とあるのは「訂正届出書又は訂正報告書」と、同取扱い2.(7)cの(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(最近1年間に終了する計算期間又は営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。)」と読み替えるものとする。

(10)~(12) (略)

6. 上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の取扱い(不動産投信特例第9条)関係

(1) (略)

(2) 第2項第4号に規定する「決算の内容」には、運用資産等の価格に関する情報を含むものとする。この場合において、当該情報は、上場受益証券にあっては、特定有価証券開示府令第7号様式の「第1 ファンドの状況」における「投資状況」並びに「第2 ファンドの経理状況」における「投資不動産物件」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容、上場投資証券にあっては、特定有価証券開示府令第7号の3様式の「第1 投資法人の状況」における「投資状況」並びに「第3 投資法人の経理状況」における「投資不動産物件」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容を参考情報として記載するものとする。

(3) (略)

(新設)

( 5 ) 第 3 項に規定する「本所が定めるとき」  
とは、次に掲げるときをいうものとする。

a 第 3 項に規定する宣誓書（第 3 条の 2 第  
2 項に規定する宣誓書を含む。次の b にお  
いて同じ。）に署名を行った代表者の異動  
があったとき

b 過去 5 年間に於いて、第 3 項に規定する  
宣誓書を提出していないこととなったとき

( 6 ) 第 3 項に規定する「本所が定める添付  
書類」とは、上場不動産投資信託証券に関す  
る情報の適時開示に係る体制の状況を記載し  
た書面をいうものとする。

( 注 ) ( 6 ) に規定する書面（ 2 . の 2 ( 2 )  
に規定する書面を含む。）に記載した事項  
に変更が生じた場合には、当該書面を新た  
に作成し、本所に提出することができるも  
のとする。

( 7 ) 第 4 項に規定する「上場有価証券の発  
行者の会社情報の適時開示等に関する規則に  
定めるところに準じる」とは、原則として、  
同規則第 2 条の 2 から第 3 条まで、第 4 条か  
ら第 4 条の 3 まで、第 6 条、第 8 条、第 1 0  
条の 2、第 1 1 条の 2、第 1 2 条、第 1 3 条、  
第 1 4 条及び第 1 5 条に定めるところに準じ  
ることをいうものとする。

7 . 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取  
扱い（不動産投信特例第 1 1 条）関係

( 1 ) ~ ( 4 ) ( 略 )

( 4 ) の 2 第 1 項第 1 号 a の ( b )、第 2 号  
b 又は第 3 号 a の ( e ) に規定する事項には、  
第 3 条の 2 第 2 項又は第 9 条第 3 項に規定す  
る宣誓書に署名を行った代表者の異動を含む  
ものとする。

( 5 ) ( 略 )

( 6 ) 第 5 項に規定する書面には、上場不動

( 新設 )

( 新設 )

( 4 ) 第 3 項に規定する「上場有価証券の発  
行者の会社情報の適時開示等に関する規則に  
定めるところに準じる」とは、原則として、  
同規則第 2 条の 2 から第 3 条まで、第 4 条か  
ら第 4 条の 3 まで、第 6 条、第 8 条、第 1 0  
条の 2、第 1 1 条の 2、第 1 2 条、第 1 3 条、  
第 1 4 条及び第 1 5 条に定めるところに準じ  
ることをいうものとする。

7 . 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取  
扱い（不動産投信特例第 1 1 条）関係

( 1 ) ~ ( 4 ) ( 略 )

( 新設 )

( 5 ) ( 略 )

( 新設 )

産投資信託証券の発行者の代表者による署名を要するものとする。

(7) 第5項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場不動産投資信託証券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(8) 第7項の規定に基づき請求する書類には、各計算期間又は営業期間の末日現在における本所の定める様式による上場不動産投資信託証券の分布状況表（各計算期間又は営業期間経過後3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）を含むものとする。

この場合において、当該書類の提出は、当該上場不動産投資信託証券の発行者が行うものとする。

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い（不動産投信特例第12条）関係

(1)～(4) (略)

(5) 第1項第3号aの(b)に規定する「法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合」とは、上場投資法人が、法律に規定する破産手続又は再生手続の原因があることにより、破産手続又は再生手続を必要と判断した場合をいう。

(6)～(9) (略)

(10) 第2項第9号に規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。

a 株券上場審査基準の取扱い2.(7)aの規定は、第2項第9号aに規定する「虚偽記載」について準用する。

(新設)

(6) 第6項の規定に基づき請求する書類には、各計算期間又は営業期間の末日現在における本所の定める様式による上場不動産投資信託証券の分布状況表（各計算期間又は営業期間経過後3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）を含むものとする。

この場合において、当該書類の提出は、当該上場不動産投資信託証券の発行者が行うものとする。

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い（不動産投信特例第12条）関係

(1)～(4) (略)

(5) 第1項第3号aの(b)に規定する「法律の規定に基づく破産若しくは再生手続を必要とするに至った場合」とは、上場投資法人が、法律に規定する破産又は再生手続の原因があることにより、破産又は再生手続を必要と判断した場合をいう。

(6)～(9) (略)

(10) 第2項第9号に規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。

a 株券上場審査基準の取扱い2.(7)aの規定は、第2項第9号aに規定する「虚偽記載」について準用する。この場合において、同取扱い2.(7)a中「有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類若しくはこれらの書類の添付書類若しくは

b (略)  
(11) ~ (15) (略)

9. 上場廃止前の取扱い(不動産投信特例第13条関係)

(1) (略)  
(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めたと上場不動産投資信託証券の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該上場不動産投資信託証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a 第12条第1項第3号aに該当することとなった上場投資証券(上場投資証券の発行者が合併以外の事由により解散する場合で、解散の効力の発生の日が、本所が当該上場投資証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内であるとき又は上場投資証券の発行者が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)については、本所が当該上場投資証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として10日間(休業日を除外する。解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで)とする。

b・c (略)

これらの書類に係る参照書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書について」とあるのは「有価証券届出書若しくはその添付書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書について」と読み替える。

b (略)  
(11) ~ (15) (略)

9. 上場廃止前の取扱い(不動産投信特例第13条関係)

(1) (略)  
(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めたと上場不動産投資信託証券の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該上場不動産投資信託証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として、1か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a 第12条第1項第3号aに該当することとなった上場投資証券(上場投資証券の発行者が合併以外の事由により解散する場合で、解散の効力の発生の日が、本所が当該上場投資証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内であるとき又は上場投資証券の発行者が破産宣告を受けている場合に限る。)については、本所が当該上場投資証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として10日間(休業日を除外する。解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで)とする。

b・c (略)

10．上場手数料及び年賦課金の取扱い（不動産  
投信特例第14条）関係

上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、3．（1）の規定はこの10．に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3．（8）の規定はこの10．に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

（1）（略）

（2）追加発行時又は追加信託時の上場手数料

a 追加発行総額（発行価格の総額をいう。）

又は追加信託総額の万分の2

b・c（略）

（3）・（4）（略）

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

10．上場手数料及び年賦課金の取扱い（不動産  
投信特例第14条）関係

上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、3．（1）の規定はこの10．に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3．（8）の規定はこの10．に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

（1）（略）

（2）追加発行時又は追加信託時の上場手数料

a 追加発行総額又は追加信託総額の万分の2

b・c（略）

（3）・（4）（略）

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、  
業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が投資信託法に基づき投資信託委託業者に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託業者は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 受益証券特例第6条第2項第4号に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>5 <u>受益証券特例第6条第4項に規定する宣誓書には、投資信託委託業者の代表者による署名を</u></p> | <p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が投資信託法に基づき投資信託委託業者に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託業者は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 受益証券特例第6条第2項第4号に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p><u>要するものとする。</u></p>   |  |
| <p><u>6 受益証券特例第6条第4項に規定する「本所<br/>が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。</u></p>   | <p>(新設)</p>  |
| <p><u>(1) 受益証券特例第6条第4項に規定する<br/>宣誓書に署名を行った代表者の異動があった<br/>とき</u></p>   |  |
| <p><u>(2) 過去5年間において、受益証券特例第<br/>6条第4項に規定する宣誓書を提出していな<br/>いこととなったとき</u></p>  |  |
| <p><u>7 受益証券特例第6条第4項に規定する「本所<br/>が定める添付書類」とは、上場受益証券に関す<br/>る情報の適時開示に係る体制の状況を記載した<br/>書面をいうものとする。</u></p>          | <p>(新設)</p>  |
| <p><u>(注) 第7項に規定する書面に記載した事項<br/>に変更が生じた場合には、当該書面を新たに<br/>作成し、本所に提出することができるものと<br/>する。</u></p>                     |  |
| <p><u>8 (略)</u></p>   | <p><u>5 (略)</u></p>  |
| <p><u>9 (略)</u></p>   | <p><u>6 (略)</u></p>  |
| <p>(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧<br/>に関する事項)</p>   | <p>(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧<br/>に関する事項)</p>                              |
| <p>第7条 (略)</p>  | <p>第7条 (略)</p>   |
| <p><u>2 受益証券特例第7条第2項に規定する書面に<br/>は、投資信託委託業者の代表者による署名を要<br/>するものとする。</u></p>                                       | <p>(新設)</p>  |
| <p><u>3 受益証券特例第7条第2項に規定する「理由」<br/>の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期<br/>報告書の作成に関して投資信託委託業者の代表<br/>者が確認した内容を記載するものとする。</u></p> | <p>(新設)</p>  |
| <p><u>4 第1項第2号に掲げる書面の提出について<br/>は、ファクシミリによる送信をもって行うこと<br/>ができる。</u></p>   | <p><u>2 前項第2号に掲げる書面の提出については、<br/>ファクシミリによる送信をもって行うことがで<br/>きる。</u></p> |

( 監理ポスト及び整理ポストに関する事項 )

第 13 条 受益証券特例第 16 条の規定により、  
受益証券の監理ポスト及び整理ポストに関し本  
所が定める事項は、次の各号に定める事項とす  
る。

( 1 ) ( 略 )

( 2 ) 監理ポスト、整理ポストへの銘柄の割  
当て

上場廃止の基準に該当するおそれがある受  
益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止  
が決定された受益証券の監理ポスト又は整理  
ポストへの割当ては、次に定めるところによ  
る。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する  
場合には、受益証券を監理ポストに割り当  
てる。

( a ) ( 略 )

( b ) 2人以上の公認会計士又は監査法  
人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監  
査報告書又は中間監査報告書を添付した  
有価証券報告書又は半期報告書につい  
て、次のいずれかに該当した場合

イ~ハ ( 略 )

( c ) ・ ( d ) ( 略 )

b ( 略 )

( 3 ) ( 略 )

付 則

1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施  
行する。

2 改正後の第 13 条第 2 号 a の ( b ) の規定は、  
この改正規定施行の日以後開始する計算期間又  
は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期  
報告書から適用する。

( 監理ポスト及び整理ポストに関する事項 )

第 13 条 受益証券特例第 16 条の規定により、  
受益証券の監理ポスト及び整理ポストに関し本  
所が定める事項は、次の各号に定める事項とす  
る。

( 1 ) ( 略 )

( 2 ) 監理ポスト、整理ポストへの銘柄の割  
当て

上場廃止の基準に該当するおそれがある受  
益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止  
が決定された受益証券の監理ポスト又は整理  
ポストへの割当ては、次に定めるところによ  
る。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する  
場合には、受益証券を監理ポストに割り当  
てる。

( a ) ( 略 )

( b ) 監査証明府令第 3 条第 1 項の監査  
報告書又は中間監査報告書を添付した有  
価証券報告書又は半期報告書について、  
次のいずれかに該当した場合

イ~ハ ( 略 )

( c ) ・ ( d ) ( 略 )

b ( 略 )

( 3 ) ( 略 )